

STOP！！はさまれ、巻き込まれ

一般動力機械等による「はさまれ、巻き込まれ」災害を防止するために次の3つの事項を守りましょう。

1. 点検、整備、調整等を行うときは確実に電源を切る！！



はさまれ、巻き込まれ災害の多くは、機械作動中に原料や製品の不具合を直すために可動部分に手を入れることにより、発生しています。

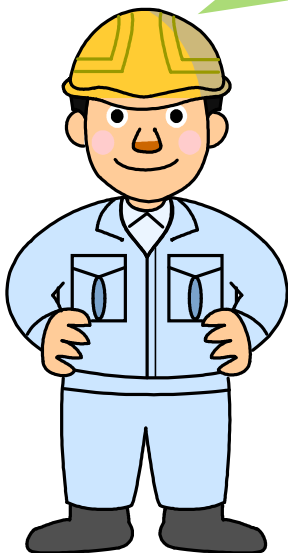
点検、整備や調整等を行う場合は、**必ず電源を切ってから作業を開始**しましょう。掃除や給油の場合などで、機械の運転中に作業を行わなければならない場合は、危険な個所に覆いを設ける、十分な長さの用具を使用する等により作業を行わなければなりません。

また、機械の電源を切った際には、起動装置に**錠を掛け、表示板を取り付ける等**の措置を講じましょう。

平成25年10月1日から、労働安全衛生規則が改正されました。

労働安全衛生規則**第107条**に、機械(刃部を除く。)の「**調整の作業**」を行う場合も、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転停止義務の範囲に**追加**されました。

これは、すべての機械に適用されます。



安衛則第107条(抜粋)

1 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。

ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2. 機械の作動中は絶対に可動部分には手を入れない！！

機械の可動部分等で労働者の手のはさまれたり、巻き込まれたりする箇所には覆い、囲い等を設けましょう。

作業の性質上、手を入れる必要がある場合は**必ず電源を切りましょう**。また、必要に応じて適切な用具を使用して下さい。



3. 作業手順を遵守する！！



災害ゼロ オーッ！



労働者が安全に作業ができるように**リスクアセスメントを実施**して、その結果に基づき**作業手順書を作成**しましょう。

作業手順書では
機械の操作方法
機械のメンテナンス等の作業方法
機械に異常が生じたときの対応の仕方
等を定めましょう。

作成した作業手順書については、**関係労働者に周知し、作業手順書を遵守するように教育**を行いましょ

う。また、作業手順書の内容については、随時、見直しを図り、有効なものとなるようにしましょ



室蘭労働基準監督署

(H27.7 作成)